

**改正**

令和3年2月10日規則第3号

令和6年3月13日規則第13号

那須塩原市大規模小売店舗立地法に関する事務取扱規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）第2条の規定により市が処理することとされる大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に基づく事務（以下「大規模小売店舗立地法事務」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(事前協議)

**第3条** 大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、大規模小売店舗出店計画書（様式第1号）又は大規模小売店舗届出事項変更計画書（様式第2号）に必要な書類を添付して、市及び市が指示する関係機関と事前協議しなければならない。

2 市は、前項の規定による事前協議があったときは、指導事項等を決定し、設置者に対し必要な対応を求めるものとする。

3 市は、前項の規定により指導事項等を決定しようとするときは、栃木県（以下「県」という。）の意見を聴くものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、隣接市町村（事前協議に係る大規模小売店舗が立地し、又はその届出事項が変更されることにより、周辺地域の生活環境に与える影響が懸念される市町村がある場合における当該市町村をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

(写しの提出)

**第4条** 次に掲げる届出等は、写しを別に定める部数（隣接市町村がある場合は、当該部数に隣接市町村の数に2を乗じて得た数を加えた部数）添えてしなければならない。添付しなければなら

ない書類についても、同様とする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第1項又は第2項の規定による届出
- (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
- (4) 法第9条第4項の規定による届出
- (5) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

2 次に掲げる届出は、写しを1部（隣接市町村がある場合は、当該部数に隣接市町村の数を加えた部数）添えてしなければならない。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
  - (2) 法第11条第3項の規定による届出
- （写しの送付）

**第5条** 市は、次に掲げる届出等があったときは、県及び隣接市町村に写しを送付するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
  - (2) 法第6条第1項、第2項又は第5項の規定による届出
  - (3) 法第8条第7項の規定による届出又は通知
  - (4) 法第9条第4項の規定による届出
  - (5) 法第11条第3項の規定による届出
  - (6) 法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出
- （公告及び縦覧）

**第6条** 次に掲げる公告は、那須塩原市公告式条例（平成17年那須塩原市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (2) 法第6条第6項の規定による公告
- (3) 法第8条第3項又は第6項の規定による公告
- (4) 法第9条第3項の規定による公告

2 次に掲げる縦覧は、産業観光部商工振興課において、那須塩原市職員の勤務時間に関する規程（平成17年那須塩原市訓令第29号）第2条第1項に規定する勤務時間（以下「勤務時間」という。）内に行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合

を含む。)の規定による縦覧

(2) 法第8条第3項又は第6項の規定による縦覧

3 法第8条第3項の規定による同条第2項の規定により述べられた意見の縦覧にあつては、意見者の氏名及び住所は、縦覧に供しないものとする。

4 市は、次に掲げる場合であつて、法第5条第2項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の添付書類又は指針に基づく事項として設置者が届け出た事項の変更があつたときは、その変更内容についても法第5条第3項の規定に準じ、縦覧に供しなければならない。

(1) 法第8条第7項の規定による変更しない旨の通知があつた場合

(2) 法第9条第1項の規定により勧告を受けた者が同条第4項の規定による届出をしない場合

5 市は、県及び隣接市町村に対し、第2項の縦覧及び前項の規定による縦覧に準じた取扱いをするよう依頼するものとする。

(軽微な変更)

**第7条** 設置者は、法第6条第4項ただし書に規定する経済産業省令で定める軽微な変更にあたる変更をしようとするときは、軽微変更協議書(様式第3号)により市の承認を受けなければならない。

2 市は、前項の軽微変更協議書の提出があつたときは、承認の可否を決定し、設置者に通知しなければならない。

3 市は、隣接市町村があるときは、前項の規定による決定に際し、隣接市町村の意見を聴くものとする。

(説明会)

**第8条** 設置者は、法第7条第1項に規定する説明会(以下「説明会」という。)を開催しようとするときは、説明会の方法、公告の範囲、回数、場所等について説明会実施計画書(様式第4号)を提出し、市及び隣接市町村と事前協議をしなければならない。

2 省令第12条第3号に規定する方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にちらしを折り込む方法とする。

3 設置者は、法第7条第4項の規定により説明会を開催しない場合は、説明会開催不能報告書(様式第5号)を市に提出しなければならない。

4 市は、前項の規定による報告書の提出があつた場合は、設置者から事情を聴いた上で、省令第13条第1項に規定する事由の有無を認定し、当該事由がないと認めたときは、設置者に対し、説

明会の開催を指示するものとする。

5 省令第13条第2項第3号に規定する方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にちらしを折り込む方法

(2) 法第7条第4項の規定により説明会を開催しないこととする大規模小売店舗が立地し、又は立地しようとする敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示する方法

6 設置者は、説明会終了後2週間以内に、説明会実施状況報告書(様式第6号)を作成し、市及び隣接市町村に提出しなければならない。

(住民等の意見)

**第9条** 法第8条第2項の規定による意見書は、大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見書(様式第7号)によるものとする。

(市の意見)

**第10条** 法第8条第4項の規定による意見書又は意見を有しない旨の通知は、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見書(様式第8号)によるものとする。

(市の意見に係る変更しない旨の通知)

**第11条** 法第8条第7項の規定による変更しない旨の通知は、届出事項を変更しない旨の通知書(様式第9号)によるものとする。

(勧告)

**第12条** 法第9条第1項の規定による勧告は、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による勧告書(様式第10号)によるものとする。

(公表)

**第13条** 法第9条第7項の規定による公表は、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 報道機関への資料配布

(2) 那須塩原市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(3) その他市が必要と認める方法

(承継)

**第14条** 法第11条第3項の規定による届出には、次の各号に掲げる承継の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類により承継の事実を確認することができないときは、これを確認することができる書類をあわせて添付しなければならない。

(1) 法第11条第1項の規定による承継 当該承継に係る大規模小売店舗の建物の登記事項証明書

(2) 法第11条第2項の規定による承継 承継者の戸籍個人事項証明書（承継者が法人であるときは、登記事項証明書）

(報告)

**第15条** 法第14条第1項又は第2項の規定による報告の提出依頼は、大規模小売店舗立地法に基づく報告依頼書（様式第11号）によるものとする。

2 法第14条第1項又は第2項の規定による報告は、大規模小売店舗立地法に基づく報告書（様式第12号）に必要な資料を添付して行うものとする。

3 法第14条第1項又は第2項の規定による報告を求められた者は、やむを得ない理由により市が設定した期限までに報告ができない場合は、その理由を記した書面を報告の期限までに市に提出しなければならない。

(地域の基準等)

**第16条** 指針に基づく地域の基準及び指針の運用方針は、県の定める地域の基準等の例による。

(県の技術的助言)

**第17条** 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、県に技術的助言を求めるものとする。

(1) 次に掲げる届出について法第8条第4項の規定により意見を述べ、又は意見を有しない旨の通知をしようとするとき。

ア 店舗面積が3,000平方メートルを超える大規模小売店舗に係る法第5条第1項の規定による届出

イ 店舗面積を3,000平方メートル超に増加させる変更に係る法第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出

ウ 法第5条第1項、法第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出であって、その変更の内容により周辺の地域の生活環境に与える影響が懸念されるもの

(2) 法第8条第2項の規定による意見の提出があった場合において、同条第4項の規定により意見を述べ、又は意見を有しない旨の通知をしようとするとき。

(3) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき。

(4) その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき。

(その他)

**第18条** この規則に定めるもののほか、大規模小売店舗立地法事務の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年2月10日規則第3号）

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月13日規則第13号抄）

（施行期日）

**第1条** この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

大規模小売店舗出店計画書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

次のとおり出店を計画していますので、出店計画書を提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 出店計画説明（出店趣旨等）

様式第2号(第3条関係)  
様式第2号(第3条関係)

大規模小売店舗届出事項変更計画書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

次のとおり変更(第6条第2項・附則第5条第1項)を計画していますので、届出事項変更計画書を提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更計画説明(変更趣旨等)

様式第3号(第7条関係)  
様式第3号(第7条関係)

軽 微 変 更 協 議 書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法(附則)第 条第 項の規定による届出を予定している次の大規模小売店舗に係る変更については、同法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更該当するものと考えられますので承認願いたく協議します。

1 大規模小売店舗 の名称及び所在地	
2 軽微な変更 に該当する 変更事項	
3 変更年月日	
4 軽微な変更 に該当する 理由	

様式第4号(第8条関係)  
様式第4号(第8条関係)

説明会実施計画書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法第7条の規定により、次のとおり説明会を計画したので、説明会実施計画書を提出します。

1 大規模小売店舗 の名称及び所在地	
(1) 予定届出種別	
(2) 実施方法	・説明会 ・店舗又は店舗敷地内への掲示(内容は別添のとおり)
(3) 公告方法	・新聞折込チラシ(主要地方紙及び全国紙) ・その他
(4) 公告範囲	・店舗を中心として半径 kmの範囲 ・理由
(5) 開催回数及び開 催予定日時	回 第1回 年 月 日( ) 時から 時まで 第2回 年 月 日( ) 時から 時まで 第3回 年 月 日( ) 時から 時まで
(6) 開催予定場所	第1回 第2回 第3回

様式第5号(第8条関係)  
様式第5号(第8条関係)

説明会開催不能報告書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗に係る出店計画についての説明会について、次の理由により開催が不能となりましたので、那須塩原市大規模小売店舗立地法に関する事務取扱規則第8条第3項の規定により報告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催不能の理由
- 3 周知の方法

説明会実施状況報告書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

次の出店予定店舗に係る出店計画についての説明会の実施状況について、那須塩原市大規模小売店舗立地法に関する事務取扱規則第8条第6項の規定により、別紙のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 開催日等の公告方法	※公告の範囲を示した図面等を添付すること。
3 実施日時	
4 実施場所	※会場名及びその所在地を記載すること。
5 出席者 (1)設置者及び出店予定者 (2)説明会出席者	※参加者数を記入し、名簿を添付すること。
6 説明概要	※説明資料添付のこと。
7 質疑応答の概要	
8 その他	

様式第7号(第9条関係)  
様式第7号(第9条関係)

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は団体名(法人にあつては代表者氏名)  
住 所

年 月 日付けで届出があつた大規模小売店舗の届出内容について、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

なお、この意見書については、縦覧されることを了承します。

大規模小売店舗の名称及び所在地		
意見の内容	意見	理由・根拠等
駐車需要の充足等交通に係る事項		
歩行者の通行の利便の確保等		
廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮		
防災・防犯対策への協力		
騒音の発生に係る事項		
廃棄物に係る事項等		
街並みづくり等への配慮等		

※ この意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により縦覧に供され、その後は行政資料として閲覧等の対象となります。

また、意見の内容が公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合等は、公告及び縦覧に供しないことがあります。

様式第8号(第10条関係)  
様式第8号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見書

様

那須塩原市長



年 月 日付けの次の大規模小売店舗に関する届出に対する市の意見について、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第8条第4項の規定による意見

様式第9号(第11条関係)  
様式第9号(第11条関係)

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更をしない事項
- 3 変更をしない理由
- 4 法第8条第4項の規定による市の意見に対する回答

大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による勧告書

様

那須塩原市長



年 月 日付けで届出があった大規模小売店舗の届出に対し、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により次のとおり勧告します。当該勧告を踏まえ、同条第4項の規定により、必要な変更に係る届出を速やかに行ってください。

なお、正当な理由がなく、この勧告に従わなかったときは、同法第9条第7項の規定により、その旨を公表します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の内容

様式第11号（第15条関係）  
様式第11号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

大規模小売店舗立地法に基づく報告依頼書

様

那須塩原市長



大規模小売店舗立地法第14条第1項(第2項)の規定により、大規模小売店舗に関する次の事項について、その状況を把握したいので、様式第12号により 年 月 日までに報告してください。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 報告依頼事項

様式第12号（第15条関係）  
様式第12号（第15条関係）

年 月 日

大規模小売店舗立地法に基づく報告書

那須塩原市長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

年 月 日付けで依頼のあつた標題の件について、大規模小売店舗立地法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 報告の内容